

14 ▶ 男女トラブル解決事例

CASE
14

400万円の慰謝料請求に対して60万円で和解

男女トラブル

事案の概要

20代 女性 パート

依頼者は、夫との間に2歳の子どもがいたものの、依頼者の不貞等を理由に夫婦仲が悪化し離婚した。その際に夫との間で「400万円を夫に支払うこと」「養育費として毎月5万円を支払うこと」とする離婚協議書を締結していた。

離婚後、上記約束にもかかわらず一切の支払をしていなかったところ、元夫より訴訟を提起され、慰謝料や養育費の支払いを求められたため当事務所に来所した。

解決結果

依頼者の話をよく聞いてみると、夫に怪しまれてしまう行動をとってしまったものの、不貞をした事実はなかったとのこと。

しかしながら夫から暴力を受けたりするうちに、早く離婚したいという思いから、夫の言うままに協議書にサインしたとのことだった。

夫から受けていた暴行のアザの写真などに照らすと、暴行行為も悪質なものであったため、夫による脅迫等を主張し、協議書の有効性を争うこととした。

結果的には、慰謝料は60万円とすることで合意、養育費については月額1万5000円に減額することで合意した。

担当弁護士からひとこと

早く離婚したいという気持ちややましい気持ちなどから、弁護士などにアドバイスを求めること無く、相手に言われるがままの内容で、離婚協議書を締結してしまう方をお見かけします。

あとになって不利な内容で締結していることを主張しようにも難しくなることが多く、結果的に争いが長引いてしまうことにもなります。

離婚問題が生じた場合や、法的な書面を取り交わす場合には弁護士に必ずご相談下さい。